

## 平成22年第21回岩手町農業委員会総会会議録

1、平成22年第21回岩手町農業委員会総会は、平成22年1月20日、午後1時30分、岩手町役場 第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法第18条1項の規定による通知について
- (2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (3) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 幅 清一
- 2番 三浦 新太郎
- 3番 岩舘 修一
- 4番 武田 昭蔵
- 5番 横澤 稔秋
- 6番 遠藤 幸夫
- 7番 黒澤 金一
- 8番 細野 清悦
- 10番 千葉 静子
- 11番 太布 光則
- 12番 岩崎 明
- 14番 田中 正志
- 15番 國枝 金一
- 16番 井戸 ツヨミ
- 18番 松本 良子 (会長職務代理者)
- (議長) 19番 福島 昭士 (会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

- 9番 三浦 博子
- 13番 佐々木由和
- 17番 澤村 勇次郎

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- |           |        |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 千葉 照雄  |
| 農地振興係主幹   | 田村 寿   |
| 副主幹       | 八戸 美和子 |
| 副主任       | 山中 寿行  |

(開会時刻 午後1時31分)

議 長 ただいまから第21回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、16名であります。本日の欠席通告者は、9番三浦博子委員 13番 佐々木由和委員 17番 澤村勇次郎委員であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。5番 横澤捨秋委員、6番 遠藤幸夫委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告1件、議案2件の提出があります。お諮りします。報告1件、議案2件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告1件、議案2件を議題にすることに決定いたしました。

早速、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借等の合意が解約の通知があったので報告する、の件でございます。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料は2ページとなります。なお、12月15日農地法改正施行により、今回の資料から改正後で作成しておりますので、申し伝えます。受付番号12番、土地の所在、大字沼宮内第7地割、登記地目、現況地目が田の4,408㎡です。借受人は、大字沼宮内第7地割の72歳、男性です。貸出人は、大字沼宮内第8地割の76歳、男性です。解約の事由は、双方合意、合意年月日は平成21年12月15日、引渡は平成22年1月1日です。3条の永小作権でしたが、借受人の高齢による規模縮小のための解約です。以上です。

議 長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号農地法第18条6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 次に、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、別紙のとおり農地法施行令第3条の規定により提出された許可申請について可否の決定を求める、の件です。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は、4ページとなります。委員会処分であります。受付番号42番、土地の所在地、大字土川第1地割474-1の内から、登記地目、原野、現況地目、畑、125,071㎡です。借受人は、大字土川第4地割、60歳の男性です。貸出人は、八幡平市の開拓農業協同組合です。譲受、譲渡理由は、増反による相手側の要望です。借受人の耕作面積が47,127㎡、家族数9人の内、耕作者数は3人です。1筆125,071㎡の内から、25,000㎡を借受けるものです。

下の段の方は、土地の所在地、大字土川第4地割429-1の内から、登記地目、山林、現況地目、畑、73,281㎡、こちらは73,281㎡の内から33,800㎡、二つ合わせて、約5町歩8反を借受けるものです。この方、以前より借受していたのですが、今回正式に農業委員会を通して、3条の設定を行うものです。所在地の方は5ページをご覧ください。浮島地内の草地でございます。6ページの方は、下の方の斜線部です。以上です。

議 長 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番 幅委員 値段は、いくら位ですか。

事務局 使用貸借ですので、賃貸借が発生しないものです。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、質疑を打ち切ります。議案第1号は、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案とおりに可とすることに決定いたしました。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり、農地法施行令第7条の1第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 資料は8ページとなります。農地法第4条の規定による農地等の転用申請であります。知事処分であります。土地の所在地は、大字五日市第5地割、登記地目、現況地目とも、

畑、面積は826㎡です。申請人は大字沼宮内第12地割の60歳、男性です。転用目的は農機具庫を建築するというものです。建築面積は360㎡、所在地の方は川原木地内ということで、地図を参照願います。なお、この件については現地確認しておりますので、調査担当より報告願います。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

12 番岩崎委員 午前中、現地に行ってきました。図面ですけれども、ここは\*\*\*\*さんの南側に道路がありまして、橋を渡って北に行ったところです。このマル印の中にある斜線部分が現地なのですが、下側の方が住宅、円の北側に四角があるわけですが、これは小屋のような倉庫みたいな物でした。現場を見れば、トラクター等が3～4台ほどありまして、野ざらしにしておくのは、機械ですので、もったいないということで、パイプの支持の建築物を建てて、その中に保管したいという説明でした。北にも南にも、本人の住宅と宅地でありますから、北側は倉庫が建っているが、そういう環境から、他への影響はない。ただ、問題は西側に河川、北上川がありますので、機械ですので油等がもれることも考えられますので、それらについては十分、許可を出す場合、注意をしたらいいのではないかと協議して参りました。そういう状況ですので問題はないかと、3人で理解して報告にかえます。

議 長 現地調査の報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なし、と認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。その他に入ります。この際、皆さんから何かございませんか。

(なしの声)

議 長 無いようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第21回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時58分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長

印

5 番

印

6 番

印